

第9回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会  
議事要旨

日 時：平成 18 年 1 月 29 日（日） 13：30～16：00  
会 場：霞ヶ浦環境科学センター 多目的大ホール  
議 事：

- (1) 開会
- (2) 第 8 回協議会の結果
- (3) 実施計画の進め方について
- (4) 各委員からの事業内容の提案について
- (5) 霞ヶ浦河川事務所の実施計画案（A 区間、B 区間）の内容について
- (6) 今後の進め方
  - ・自然再生協議会全体スケジュール
  - ・第 10 回協議会の進め方（案）
  - ・委員の任期満了に伴う設置要綱の改正(案)と委員の募集について
- (7) 閉会

議事要旨：

1. 実施計画の進め方について

個別の実施計画の策定に当たっては、事業の内容や目的等を事前に協議会で諮り、全体構想との整合性等を確認後、全体の上承のもとに策定作業に進むものとする。

2. 各委員からの事業内容の提案について

次回以降、事業内容等の提案者の名前は匿名にしないものとする。

アンケートは、次回以降どの区間を協議していくかも踏まえ、有効に活用する。

3. 霞ヶ浦河川事務所の実施計画（A 区間、B 区間）の内容について

~~実施計画の内容について概ね了承が得られたことから、~~の方向性を示し、特に異論がないことから国土交通省は、今回（第 9 回協議会）出された意見を踏まえ、実施計画の案を次回の協議会に提示する。

実施計画の案の協議は、まず実施計画をつくることを目指し、技術的な内容については必要に応じ別途勉強会を開催し、補完しつつ進めていく。

A 区間及び B 区間の間にある消波構造物については、今後モニタリングを行い背後の植生変化の状況を把握しながら、順応的に対応する。

4. 今後の進め方

次回第 10 回協議会は、4 月以降で日程調整を図り開催する。

次回協議会では、国土交通省が実施者となる A 区間、B 区間での実施計画(案)を提示し、これについての意見交換を行う。

A・B 区間以外の実施計画の事業内容や目的等について、提案し、討議を行う。

3/26（予定）に A・B 区間の現地見学会（意見交換の場）を設ける。

対象となる区域及び周辺地区における過去の事業について、コストと工期を次回以降、提示する。

緊急対策工の評価については、別途検討会にて検討中であるため、評価がまとまり次第、協議会に提示する。

飯島委員の提案について、別途話し合いの場を設けるかについては、会長預かりとする。

委員の任期満了に伴う委員の再任については、現委員は辞任の申し出がない場合再任するものとし、引き続き平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までを委員の任期とする。

以 上

# 第9回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

## 議事録

日時：平成18年1月29日（日）

13：30～16：00

霞ヶ浦環境科学センター 多目的大ホール

### 1．開会

#### 【事務局（奥秋副所長）】

ただいまから、第9回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会を開催します。開会に当たり、霞ヶ浦河川事務所長の唐澤よりご挨拶申し上げます。

#### 【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は第9回自然再生協議会にお集まりいただきありがとうございます。前回の協議会で全体構想を策定することができました。また、前回、今後進める実施計画の策定作業で、特にA・B区間の実施する内容について、基本的な考え方を説明致しました。それから各委員から、実施内容等の提案についてアンケートをさせていただきましたので、それについても本日ご紹介させていただきたいと思っています。

本日の第9回は、大きく2点あります。これから、各委員が実施者になられて実施計画を策定するわけですが、その進め方を議論するとのが1点。2点目が、前回に引き続き、当事務所が実施者となって事業を進めようと考えているA・B区間について、事業内容等を説明し、基本的な了解をいただければ、実施計画の策定に向けて進めていきたいと考えております。なお、今後、A・B区間の事業内容は、本日の議論の内容を踏まえながら、実施計画案を具体的に作成し、次の会に提示したいと考えております。

A・B区間以外についても、各実施者の方々が実施計画の策定に向け議論に入れればと思いますので、よろしくをお願いします。

#### 【事務局（奥秋副所長）】

それでは、議事に入りたいと思います。前田会長、よろしくをお願いします。

#### 【前田会長】

それでは、議事次第に基づいて進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

### 2．第8回協議会の結果

#### 【前田会長】

まずは第8回の結果について、事務局から報告をお願いします。

#### 【事務局（課長）】

資料 - 1 をご覧ください。

資料1 第8回議事要旨・議事録の説明

【前田会長】

よろしいでしょうか。これは大体を皆さんに見ていただいているわけですね。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

特段の問題がなければ、前回の議事要旨を確認いただいたとして、これも前回の宿題ですが、自然再生全体構想（案）についても、事務局お願いします。

【事務局（課長）】

本日、自然再生全体構想の「案」が取れた資料をお配りしています。「案」が取れておりますので、これが最終版となります。前々回と違うのは、「はじめに」を前回の協議会の中で文言の修正をして確定しています。それで、協議会の中で了承をいただいています。

【前田会長】

これで、全体構想は前回の議論を踏まえまとまったこととなります。そこで、「案」が取れました。以降は、この全体構想に沿って議論を進め、実行していくので、ご確認願います。これについては、中身は既に議論を尽くしたので、当面大きな変更が必要と認められるまでは、これに沿って進めて行くことをお願いしたいと存じます。

### 3．実施計画の進め方について

【前田会長】

これを踏まえ、次にいよいよ仕事を進める段階になるわけです。(4)実施計画の進め方についてですが、これについて事務局から案を説明願います。

【事務局（課長）】

資料 - 2、2ページをご覧ください。

実施計画の進め方ですが、下にあるフローは、前回の協議会で示したフローと同じです。つけ加えているのは、今後、実施計画を作っていくに際し、個別の実施計画の案の策定に当たっては、事業の内容、目的等を策定作業を進める前に協議会で図っていただき、全体構想との整合を確認し、同意を得ていただきたい。その上でその後策定作業に進む、というルールご提案です。

もう少し説明すると、左側の協議会での国の実施計画案の協議がありますが、それに行く前段階として、本日、A・B区間について、実施計画の目標や内容について、こちらから提案させていただきます。それについて協議会の中で全体構想との整合性等を確認していただき、この黄色の自然再生協議会で国の実施計画の案についての協議に進みたいと思います。その後、協議を進め、実施計画の策定と進めたいと思います。

その右側の矢印ですが、国の実施計画の案の進め方と並行して、一方では、A・B区間以外の実施計画の目標や内容をこの協議会で協議していただきたい。その内容について全体構想との整合等が確認された後に、実施計画の策定を進めていく。タイミングとしては、先行してA・B区間は全体構想ができ、A・B区間の実施計画の策定となり、この自然再生協議会の中で一連の実施計画の策定が完了します。それに、A・B区間以外の実施計画を追加して変更するなどの手続きになります。

【前田会長】

わかったような、わからないようなところもありますが、前にも考えたと思いますが、A・B区間については、5ページに図があり、もともと浚渫土の置き場や、そのヤードになっていたところ、ここについては、引き堤を含めて、国交省 国というのは主に国交省のことですよね。

【事務局（課長）】

はい、そうです。

【前田会長】

とりあえずたたき台をつくるので、それをベースにここで論議して、それでよかろうということになったら、大臣へ出すことも含めた手続を進めることにする。

ところで、この再生事業というのはそこだけではない。それ以外の区間、つまり、この5ページの図面でいうと、CからH、Iまでである。それぞれのところで委員各位のお考えがあろうかと思えます。それを全部、国のものが終わってから、その次に移るということでは、いつになるかわからない。できれば、ある形を具体化しながら、可能なところから進められるような準備をしていきたい。

それならば、まず実施計画を実施者がつくりますが、これは相当手間がかかりますが、それで、もし、協議会にそれを出し、私がこういうことをやると計画をつくって出して、それが否決されれば、これは全部パーになります。手続上、また振り出しに戻ります。これは大変効率が悪く、厄介で、お互いに連携をとりながら仕事を進めていくことにはならないので、原則というか、ルールとして、まず、それぞれの方のいろいろなお考えを集約して、こういうことができそうだ、あるいはやってみようということがあれば、それについてのたたき台をここに出していただいて、みんなで合意したという形をつくって、その合意に基づいて各実施者が実施計画をつくっていく、という手続を踏むことにしたい。

要するに、法的には各実施者が実施計画をつくって、そのできたものを主務大臣、都道府県知事に出して助言等をいただくことになっていますが、そういう正式の手続を、一個ずつ出しては、また叩かれたりするの面倒くさいし、せっかく一生懸命やったものが無駄になるのももったいないので、いろいろな事業全体をここで整合性を考えながら出して、もちろん、各実施者が実施計画をつくる際には事務局はお手伝いいただけるわけですよ、各ケースについて。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

そこである程度の形をつけて出すことにしたい。会議として正式に実施計画を取り上げてしまうと、その実施計画がいいか悪いか、イエスかノーかをやらなければならないので、そういう多数決原理をいきなり持ち出さなくても済むように運営したい。それが趣旨だと思いますが、事務局、どうですか。

【事務局（課長）】

はい、その通りです。

【前田会長】

それが2ページの上の表の右側に書いてある四角のことです。このことを了承頂きたいというのが事務局のお考えですか。

【事務局（課長）】

はい、その通りです。

【前田会長】

とりあえずこれについてご意見、ご質問等をいただけますか。これから先、進めるについての手續ということです。

【植田委員】

ここで用いられている協議や協議会など、そういう用語の定義、その範囲を確認させてもらいたい。

私は、協議というのは、この会議を通じての会だけだと思っています。一般的には、例えば河川協議とか河川法などでいうと、国の各省間だとか行政ラインの会議ですね。要するに、ここの会議だけのことが協議と理解していいのか。この図2でいうと、左側と右側とは多少流れが変わったような、左側の方は河川法とかその他法律事務所であるところの協議のような位置づけがあるやに見受けられます。

要するに、ここで言っている協議や協議会という事項は、この会議だけのことだということをはっきりさせてもらいたい。

【前田会長】

ここでいう協議会は、この会です。そして、協議とは、この会でみんなで話し合うという意味です。それでよろしいですね。

【事務局（課長）】

はい、その通りです。

【前田会長】

他にいかがでしょうか。

【有吉委員】

今の話は、国土交通省でやるのはA・B区間だけで、後は他の人がやってくれという意味ですか。

【前田会長】

そういう意味ではないですが、国交省が主体となつてとりあえずやるのはA・B区間だという意味でしょう。そこを、事務局、説明してください。

【事務局（課長）】

前回、全体構想が策定された後に、今後、実施計画を策定する上でどう進めていくか、という話をしましたが、その際に、どの区間からやっていくかという区間の優先順位がありました。その中で、A区間やB区間は、国土交通省で護岸の前面に矢板を打って、そこが陸地化されていたり、B区間は、堤防の裏側に広大な3haぐらいの土地があり、そこでいろいろな取り組みができるのではないかと考えて、まずA・B区間を国が先行し、そこでの取り組みについて目的や内容を整理し、実施計画の先行事例として提案したい。その他も、当然、一緒になって進めていくわけですが、まずはA・B区間に手をつけていこうという順番だけです。

【前田会長】

それぞれやることについて音頭取りが必要なわけですね。この音頭取りは、この協議会の構成員の誰がなってもいい。そのうち、A・B区間は国交省が音頭取りでとりあえずやるということですが、他のところは、誰かが単数とは限らず、複数でも構わないですが、音頭取りになる。A・B区間については国交省が音頭取りになり、我々は音頭はとらせておいて、いろいろ意見をいうと同時に、その管理等も含めて分担することになります。それで参加していくわけです。

同様に、他についても、誰かが音頭取りになって、もちろん、それについて国交省や水機構、県らは参加者として加わる。で、国に音頭取りを全部させておくと、いわゆる一般の委員の考えを主体とする事業が必ずしも進むとはいえないので、やはり、ある部分、各委員の方から音頭取りになってもいいという方が出て、これについてこうやると言っていただく。いいか悪いかはとにかく、たたき台を何人かで集まって相談しながらつくっていただく。それについて、ここで相談し、また、法律などに照らして、いけそうだ、いけそうじゃないと吟味した上で、これならいけるというものを成文化し、今度は大臣のところへ持っていき先の話に進めていく。こういう手だてになろうかと思えます。

したがって、後のことは知らない、勝手にやれ、ということではないということですね。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

決められた手順があるので、これだけは踏まなければならない。大体ご理解いただけたでしょうか。

【山根委員】

ルールとして理解できたように思いますが、「各実施者の実施計画の案を協議」がどう進んでいくか、イメージがはっきり描ければ了解しやすいと思います。アンケートを私たちは出しましたが、そのアンケートは、計画立案及び協議、それから施行、環境管理と、工程ごとに表ができていますが、一つの計画を事業として立ち上げると、計画立案、それから施工、その後管理と、横に一つの事業が進んでいくと思います。

すると、このたたき台を了承して、そして実際に了解の上に立って計画づくりをしていくという手順が、どうまとめられていくかをご説明いただきたいと思えます。

【前田会長】

まだ決まってないのですが、事務局、次との関連で説明をお願いします。

【事務局（課長）】

第10回の協議会以降、どう進めていくかをもう少し詳しく説明しようと思っていました。今回、A・B区間を先行しますが、それ以外の区間についても、具体にある区間でこんなことを主体的に取り組んでいきたいという委員の方がいます。そういった方たちの意見も踏まえ、どの区間を次に取り組んでいくかも決めながら、主体的に取り組んでいくという意見に対して賛同される方がいらっしゃると思います。

そういった賛同される方もグループになり得ますので、そういった意見を、施行計画やモニタリングなど、ある程度グループ分けすることも考えられますが、そういった中で意見を取りまとめ、きちっとした実施計画というイメージではなく、この区間ではこんなことを目標にし、どんなことをやったらいいのか、というイメージを取りまとめて、協議会の中で全体構想の趣旨に合っているかを確認し、実施計画の案の策定に移ってはどうかと考えています。

【前田会長】

補足しますと、次のページから皆さんに出していただいたアンケートがあります。これを見ると、皆さん個々人が考えていることがわかるかと思えます。そうしますと、私の考えと違うこともあるが、似たようなものもある。これを踏まえて、次回以降で、できたら、例えばF区間で子供たちが遊ぶための小さな浜をつくりたいという考えがあったとすると、そのためには1、目的、環境教育のため、2、小さな自然の観察ができるような浜づくりなど、具体的な目標が決まりますね。そうすると、

それについてはどうやっていきたいかという構想を誰かが音頭取りで出して、それについて、この指とまれの的に、おれも力を貸してもいいとか、つまり、全体に参画する方もあるかもしれませんが、部分だけの方もありません。それについて、皆さんで相談していただく。

相談というと大げさですが、ダベリングですね。とりあえずどうやろうかという話をざっくばらんに、グループ討議のようなものをしていただいて、それがまとまったところで全体に諮り、全体会議で了承したら、それは協議会が認めたとするという手続を踏んでいけば、結局、部分であっても、全体が参加したことになるだろう。こういう話で進めてはどうかということだと思います。山根さん、いいですか。

【山根委員】

あとは具体的に進む中で意見交換すればいいと思います。

【前田会長】

要するに、勝手に、自分のところでこういう実施計画をつくったからやらせろ、という話はない。全体了承のもとにいくということの確認ができれば、それでよいわけです。

よろしいでしょうか。では、この件についてはご了承いただいたことにします。

では、具体的話として、事務局、次をお願いします。

#### 4. 各委員からの事業内容の提案について

【事務局（課長）】

まずアンケートの説明をします。

各委員からの事業内容の提案（アンケート回答）についての説明

【前田会長】

ここまでで質問等ございますか。

【事務局（課長）】

このアンケートは、各委員がお持ちの意見をまず紹介するものですが、この中に、個別の委員の名前が載っていませんので、どなたが言っているかはわからなくなっています。

【前田会長】

これは、皆さんからご了承いただければ名前を書いてもいいわけですね、次回以降。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

具体的に何かをやるには、最終的には固有名詞を出さなければ書類ができなくなってくるわけです。そうかと言って、今、全部出してもいいという方も、駄目という方もあるかもしれないので、とりあえずは匿名となっていますが、後々、次あたりから、ご意見を提案していただけた方は、形式上の名目人になっていただける、その場合には名前を出してもよい、ということがご了承いただければとなりますね。

【事務局（課長）】



はい。

【前田会長】

よろしいでしょうか。今日のところはこうなっていますが、皆さん、これは私だから、これにとまってくれということがあれば、手を挙げていただければ……。もし、あれば、途中で結構ですので、お願いします。

このアンケートの扱いはどうなりますか。どんな意見があるかということはわかった。それで……

【事務局（課長）】

今回の協議会の中では、A・B区間について、このアンケートの意見を踏まえた形で国土交通省で実施計画の目標、内容を提案しますので、次回以降、どの区間を協議していくかも踏まえて、またこのアンケートは有効に活用させていただきたいと思っております。

【前田会長】

という、皆さんには、次回以降相談をかけるので、みんながこういう意見を持っているということ認識し、そして、自分はどのようなスタンスかということを考えて、それぞれできること、あるいはできないことを考えておいてください、そういうことですか。

【事務局（課長）】

はい、その通りです。

【事務局（奥秋副所長）】

補足しますと、凡例が右下にa、b、cと3つありまして、aは、自分でやる、bは、誰かと一緒にやらせる、cは、私はやりたくないが、こういうのをやったらいいのではないかと、という3つに区分しております。それで、アンケートを見ると、どちらかという、積極的に自らが実施者となってやるというよりは、誰かと一緒に、もしくは、やってもらったらいいな、というものがとても多いので、今、とりあえず国土交通省が実施者としてA、Bはやりますが、次回以降は積極的に委員の方々が実施者となって、こういうものをやりたいというご提案を多くいただけたらなということで、今、bとなっておりますが、この部分だったら私が実施者として音頭をとって進めていきたい。それで、一緒にやるグループができてくると、いろいろ議論も活発になるし、実際の現場での作業がどんどんできるような状況になっていくのかなと。

【前田会長】

その場合、例えば少し地べたを動かして欲しいなどの考え方があったとすると、実施者がそれを言い出して、それが承認されれば、参加者としてそれは可能な限りやるということですか。

【事務局（奥秋副所長）】

国土交通省は、A・B区間の実施者として手を挙げていますが、例えばF・G区間で委員の方々が実施者になって、その内容に応じて、我々もその中に参加できることがあれば、当然、参加していくこともあり得ます。

【前田会長】

したがって、そんなことは自分たちだけではできないから駄目だ、ということではなくて、やってもらえる前提があったら、こんなこともできるということも入れてお考えいただければ……。とんでもないものは駄目ですが、可能な範囲の検討はしてもらうことになりますので。自分たちでできないから実施者になれないというのではなくて、それは実施者として計画し、参加者として他の人たちにも手伝ってもらってやる。それが実施者だと考えていただければと。

## 5．霞ヶ浦河川事務所の実施計画（A区間、B区間）の内容について

【前田会長】

では、その具体的な仕事は次回以降になりますので、今日は、A、Bの話について、国交省の原案をお願いします。

【事務局（課長）】

先ほど来申し上げている通り、これは実施計画の案ではなく、A・B区間について国土交通省で考えてきた目標や内容についての案となります。

### 霞ヶ浦河川事務所の実施計画（A区間）の内容についての説明

【前田会長】

A区間でこんなことをやってはどうか、という提案だと思いますが、国交省側の考え方が説明されました。これについて、ご意見、ご質問等いただきます。

【浜田（文）委員】

8ページの右の模式図、矢板の外にはヨシ原はないはずですが。あるのは矢板の東側。外側ではなくて、東側ですよ。

【前田会長】

先に少し残っているところがありますが、これほどはないですね。

【浜田（文）委員】

こんなにはないですよ。

【事務局（課長）】

6ページの の写真に……

【浜田（文）委員】

何本かはあるけれども、あるといえばあるだろうけど……

【前田会長】

これはイメージ図だということで、こんなに植生帯があるわけじゃない。

【浜田（文）委員】

いや、これを見ますと、ワンド状につくって、既存のヨシ原が拡大する感じになってますからね。この外側はかなり深くなっていますから、このようにうまく連続するのはどうかなと思うので、だから、あえて言いました。

【前田会長】

つまり、8ページの右下の図だと、自然とつながっているように見えますね。

【浜田（文）委員】

そうです。うまくこうなるようになっています。

【前田会長】

こうなるかな、という話でしょう。

【浜田（文）委員】

ならないのではないかと、ということです。

【事務局（課長）】

こちらの思いを補足しますと、ここに「既存のヨシ原」と書いてありますが、矢板を抜く場所の選定をする時に、既存のヨシ原があるところについて抜くのはまずいと考えているという思いです。

【前田会長】

行く行くは、砂が付くということも考えながら、こうなればいいという……

【事務局（課長）】

その期待も含めてで。

【前田会長】

そういう意味ですね。こうつくるという意味ではないですよ。

【事務局（課長）】

はい、違います。

【浜田（文）委員】

わかりました。結構です。

【前田会長】

他にいかがですか。

【山根委員】

8ページの、「矢板を一部撤去することで土砂が流出し、緩傾斜の水辺が創出されることを目指す」というところの、緩傾斜の水辺というのは、矢板の内側に緩傾斜の水辺ができる、という説明ですか。

【事務局（課長）】

イメージは、7ページの断面図をご覧ください。現況では、浚渫土の撤去をし、矢板の撤去をすると、段階的にこういった地形になるのではないかとということです。

【山根委員】

前に平井先生の地形についての勉強会がありました。砂利の穴がすぐ近くに迫っているA・B区間の外側の湖底の形に対して、矢板を取り除いた時に中にたまっている土砂がどのように流れていくのか、というシミュレーションをしての図でしょうか。

【事務局（課長）】

そこまできっちりしたシミュレーションはしていません。今までは順応的な管理と言っていますが、まずこういったことで1カ所やって、状況をモニタリングしながら進めていったらいいのではないかとということです。

【前田会長】

要するに、シミュレーションといっても、データとスケールの問題でこういう細かいことはできません。だから、絵で見ると、全部一遍に引っこ抜いているように見えますが、もしかすると、頭だけ少し切って、少しずつ流れ出すようなことも考えてみようというような、恐る恐るやろうという気持ちだと思いますが、どうですか。

【事務局（課長）】

おっしゃる通りです。7ページの平面図で破線の赤い丸で囲んでいるところがあります。これが矢板の撤去箇所、全てのところを一遍に抜いてしまうことは最初から考えておりません。最初にこの2カ所ぐらいでやってみたらどうか、ということです。

【平井副会長】

地形の立場から補足をさせていただきます。

この案が出されてから、専門家として、抜く場所ややり方、影響もおよそ議論しました。コンピュータでのシミュレーションはなかなか難しい。私は地形の立場から、7ページの図を見ていただくとわかるように、今、A - A 断面を描いてあるところは、湖棚の地形が残っていて、砂利採取がこの中では一番及んでないところですね。もし、1カ所あけるとすれば、ここだろう。

地形の安定勾配からいうと、矢板の先に私たちが希望するような緩やかな緩斜面は難しく、矢板を抜いた内側と堤防の間に8ページにあるような緩やかな緩斜面のワンド的なものが出現するだろうと考えています。それ以上の予測は、事例もないし、コンピュータというのはデータもないし信頼もできないので、前田先生が言われたように、1mぐらいあけながら、一番影響の少ないところでどういう地形変化をするか、まさに実験しながら対応していく。それでうまくいけば少しずつ範囲を広げていこうという、専門的な立場から見れば、ここが一番安全なところではないかという立場で、今回、提案をしています。

【山根委員】

できないことを望んでも仕方がないので、できるだけ予測しながら進んでいくという方向は正しいと思います。ただ、今の専門的な検討をなさったということをお初めにご説明していただいて、そこに参加していない者も、こういう見通しのもとにこの計画がなされたということがわかるようにしていただきたい。そういう希望を持っています。

こういう事業は、予算と期間の制約もあるかと思いますが、それらも含めて、後ほどお伺いできればと思っています。

【沼澤委員】

8ページの右側の模式図を見ると、矢板を抜いたところから土砂が流出してワンドになるだろう、という予測の案のようです。しかし、ここで「土砂流出」と書いてありますね。土砂は土と砂ですが、その同じページの左側の事前調査を見ると、ボーリング調査となっていて、「矢板撤去箇所のシルト等の分布を把握するため土壌を調査する」となっています。ここは処理ヤードですが、これまで10年以上やってきた底泥浚渫で得られた底泥をここで処理しているのであれば、余り粒径の大きな砂の成分はないのではないかと。シルト的な非常に粒径の小さい泥がここで処理され、ある程度固まっているということであれば、砂はほとんどないのではないかと。

もし泥だとすれば、この前面に砂地があり、ワカサギやシラウオの産卵場もあることより、そこが泥の流出でかぶってしまうと、産卵床への影響も考えられるわけです。だから、事前調査をぜひやってもらいたい。砂ではなく、泥ではないかと私は懸念しますが、その点に関しては国交省の方はいかがですか。

【事務局(課長)】

1つには、まず魚類の話です。専門家の小斉先生に、この場所選定に当たっては、ワカサギ、シラウオの産卵場として過去の調査箇所から外れていることは確認しています。

それと、ご指摘の通り、砂よりもっと粒径の細かいシルト、粘性土という土砂ではないかということもあります。ただし、それを一切流出させないとすると、地形の変化という水域の連続性も難しい。それについては現在、水機構で航路浚渫をした砂がある程度確保してあるので、それをその後まき出し、砂地の地形を創出するといったことも配慮事項として事前の協議の中で意見が出ており、対応

できるのではないかと考えています。

【事務局（奥秋副所長）】

少し補足しますと、沼澤さんをご懸念の後ろの土がシルトではないかということは、場合によっては土砂を入れた時に、浚渫土ですから沈降していく間に分級されます。重いものが下に残っていれば、砂の部分が若干残っているかもしれないし、シルトの部分が上に厚いのかもかもしれません。その辺はボーリングをした結果をよく見て、シルトが流れ出さないような形で抜こうと思っています。場合により、そこに砂を補給するということも考えますし、やり方がいろいろあるので、まさしく配慮すべき点だと考えています。

【前田会長】

1と書いてあるところの中ポツ2番目の「シルト質の土砂は、予め撤去する」。これは、少なくともくさび状に上を削ることですね。もしそれが邪魔で、もっと掘らなければならなくなったら、穴があいては困るから砂で埋め戻すことはやります。それで、泥が表の方に流れていって積もるようなことはしないようにする。そういう配慮があると理解しています。いいですね。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

まだありますか。

【沼澤委員】

すると、A区間全体の地形を見ると、7ページの図で沈殿池となっているここ全体にたまっているのが浚渫土ではないのですか。その下の図を見ると、前田先生が言われたように、くさび状のところだけが浚渫土の撤去となっていますが、このくさび状のところだけが浚渫土……

【事務局（奥秋副所長）】

そうではないです。全体が基本的には浚渫土です。

【沼澤委員】

浚渫土でしたら、砂の粒径の大きい成分が余りないような気がします。

【前田会長】

場所により少し違うようなので、調べた上で善処する。とにかく配慮する。もし、全部がシルト粘土だったらどうするか。それは、それに対応するようにやってみるか、これはもう駄目だということだったら、また諮るでしょう。

要するに、計画を変更せざるを得ないという場合には、それはまた協議会に諮られる。たとえここで一度了承したとしても、やってみて、動かしたらまずいことになるならば、それは再度諮って訂正することはあり得る。そういう安全面は持っていると考えていいですか。

【事務局（課長）】

はい、結構です。

【前田会長】

沼澤さん、いいですか。

【沼澤委員】

砂は、河川工学では定義がありましたね。0.062 mmから2 mmの範囲くらいの粒径が砂といわれていたんじゃないかな。だから、それより細かいものがここで処理されて、固化されているということ

あれば、砂とは呼べないだろう。

【前田会長】

それは必ず混ざっていますが、土砂というのは、ここでは非常にアバウトに言っていると考えていいですか。一方でシルトという言葉も出てきます。沼澤さんが言うように、概念的にはシルトとあれば、砂と分けたいですね。

【沼澤委員】

そうです。

【前田会長】

そのような混乱を沼澤さんが言われていると思うので、今後気をつけることにします。そこはいいとして、沼澤さん精神的、もっと根本的なところではどうですか。

【沼澤委員】

矢板を撤去してワンドをつくるということですか。

【前田会長】

さっきの話のところ。

【沼澤委員】

ここは波の強いところなので、かなり波浪のエネルギーが矢板に当たるところだと思います。矢板を撤去した場合に、ワンド地形が小さく形成される可能性はあると思いますが、この小規模なワンドを作るだけでどのくらい自然再生になるのかなという気はします。

【前田会長】

それは置いておいて、提案に対してはいかがですか。

【沼澤委員】

このような提案だということは、一応受けとめました。了承はしていない。

【前田会長】

了承というより、受けとめましたということですね。石川さん、どうぞ。

【石川委員】

1つは、フナの産卵場についてです。1mあけて、うまくいけばもう片方あけるのは、少し無理かと思いました。フナのノッコミ関係は、沼澤さんは観察は何年もやっていますよね。確かにこれをやるとコイとフナはうまくいくと思いますが、果たしてそれが再生法になるかを考えました。

【前田会長】

再生法という話ではなく、とりあえずやってみようかということと理解しています。

【石川委員】

あと、ワカサギの産卵場の話が書いてありますが、現在この計画について、内水試場長の意見を聞いていますか。

【小齊委員】

内水試で、国交省の霞ヶ浦のワカサギ、シラウオの産卵場の調査を平成15、16にやった結果をいただき、それに基づいてこのA・B区間のワカサギ、シラウオの産卵場としての評価がどうだろうか、検討させてもらいました。

まず、A区域については、ワカサギの産卵もある部分で見られており、やはりシルトが流出して、その砂地を覆い尽くすとの、ワカサギの産卵場からしてみれば避けなければいけないだろうと思っ

ています。そのような意見も先日の専門家会議の中でお話しました。

ただ、B 区間については、国交省さんの調査の中では、ワカサギの産卵は全くといっていいほど認められておりません。現状では認められていないので、どちらかといえば水生植物帯を造成するような形で施工し、フナ、コイやワカサギ、シラウオ以外の、水生植物帯に産卵するような魚類の産卵場ができればいいと思っています。

【石川委員】

わかりました。コイの産卵場をつくって、ワカサギ、シラウオの産卵場が少しになると大変なので、その辺もお願いしたい。

そして、ノッコミ時期になると、必ず戻れなかったコイやフナの新魚が死ぬ可能性があります。これらを死なせない方法をつけ加えて、検討に入れてもらえればと思いました。

【前田会長】

十分な場所が確保できれば、おっしゃるようなこともつながります。

【石川委員】

これにより産卵を終えた新魚が元へ戻ることも考えていただくとありがたいと思います。

【前田会長】

そういうことを期待しましょう。

【植田委員】

資料 8 ページの論議の具体的な提案と今回の議事の進め方に対する提案です。まず A 区間の矢板の処理と、最後のページの 2 つの方法で事業を進めていくという提案ですが、これは非常に有意義で高度な知見に基づいたシンプルな提案だと敬意を表しています。ただし、これがこの会場の人に分かるかとなると、100%わからない。分かるためには、シミュレーションで調べているか調べてないかという議論がかみ合ってきます。シミュレーションは要らないのです。現象がまずあり、それからシミュレーションに入り、段階をたどればいいのです。

それはさておき、そういう議論の進め方を、1 日でやっていくと、それぞれの専門分野において意見交流がたくさん要るようになります。そういう形で、やっていくのかどうかということ、次の議題から考えていって欲しい。今日は、用意されているもので進めます。例えて言うと、前段の話で情報の交換ということがありましたね。議長の英断で、あれはみんなの意見で、そういう技術のようところの責任ある対応で、部分、部分が交換し合って、共通のものにしていくベースにしようという形がありました。

そういうものに関連していくと、後半の 15 ページからのアンケート用紙。左側に専門家の回答者があり、右側に提案者があってとなっているが、回答者はそれぞれ番号をもらい、ずっとやっている形になっている。それは事務局にはわかるが、例えばこの資料を事前にもらっておくと、専門家や提案者の意向を個人的に聞くなりして、理解に近づいていく、というステップがとれたらと思う。そういうことも含め、今後の意見交換のまとめは、よろしくお願いしたいというのが提案です。

【前田会長】

お互いに理解するためには情報が必要だということになります。そのベースをどこに求めるかということになると、物理の基礎からみんなで勉強し直すところからやっていこうとなると、大変なことになる。そこで、皆さんにご了承いただければ、とにかく出してみる。もう少しいい加減で、ということがあった場合はまたしかるべくチャンスをつくって、勉強会をしながら、今までと同じように進

めていってはどうか。本協議会の中で一つずつやっていると時間がかかり、先が見えなくなるので、これが任意に進めていいのなら非常にありがたい。逆にいうと、皆さんからは、ご遠慮なく、意見を出していただければありがたい。それについては、事務局、アレンジして、いかようにも対応できるようにしていただけますよね。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

お願いしたいと思います。

【堀越委員】

これをシミュレーションではなく、私はどんどんやるべきだと思う。1 m程度といったら悪いですが、それで実験できますか。ある程度シルトをとって、こういうワンドができるのに大体何年間かかると思っているのですか。シルトというのは、もとあった底泥を持ち上げ、それを一回湖に戻すわけですよね。そういう流れでやりながら、何年間でこの結果が出るとお思いですか。水の出入りはそんなにないと思います。

【前田会長】

台風が来れば……。

【堀越委員】

来た方がいいですね。

【平井副会長】

1 mが十分か不十分かは、底質や波浪の問題などから専門の立場から見てもなかなか難しい。中海で離岸堤をつくって砂浜造成しようとした時に、すき間をあけていると、埋めたものがどんどん出ていってしまう。その為、とうとう全部詰めてしまった。逆にいえば、1 mでもかなり出る可能性はあります。

だから、おっしゃるように1 mは少ないかと思いますが、今、事務局が考えておられるように、まず1 m程度あけてみて、それでどんどん行くようならば締めなければいけないし、全く流れなければあけていく。まさに順応的な対応を1年間ぐらいかけて……

【堀越委員】

全部流れ出してもいいのではないですか。

【事務局（奥秋副所長）】

もともとの護岸がありますから大丈夫です。しかし、基本的に矢板を抜き、風が吹いて波が立てば、すぐに土はスコアされていきます。出水時に堤防が怖いのと一緒です。その中で安定するのはどこかを見ながらやっていきたいので、最初は1 mぐらいで見てもよいかというところです。

【酒井（規）委員】

8ページの土砂の流出の件です。よく流入河川の河口のところ、山のような形になっている川もあります。結局、このように簡単に流出できるのでは、中には、矢板切ったところ、結局、山になったところで塞ぐという可能性もありますよね。

【事務局（奥秋副所長）】

土砂の動きは、そこにある物質の粒径と勾配、加わる外力、そういう幾つかの要素で決まってくると思います。当然、調べられるものについては、最低限情報を得た上で実施していく。実際には、今



回もボーリングをして粒径も見ますし、勾配も測量しますし、外力もある程度、事前に流速も測れるなら測り、その時の波高みたいな話もある程度踏まえた上で実施をしていきたい。

【前田会長】

技術的な問題としてはまだいろいろありますが、さきに沼澤さんが言われたように、こういう形の内容は本自然再生事業になじまないという考え方に立つとすると、また別なことを考えなければいけなくなりますが、大方の皆さんが、こうしたことも自然再生事業の中でやっていってもいいのではないかと考えられるかどうかです。あってはならないというお考えがあれば、それも伺います。いかがでしょうか。

【清水委員】

あってはならない程ではないですが、1mの幅で切るのはいいと思います。ただ、この絵で見ると、全部撤去してしまう。7ページの下右側のような状態にしようという提案ですか。

【前田会長】

そうではないです。絵がこうなっているけれども、必ずしもこうするとは決まってない。

【清水委員】

1mの幅はいいとして切る高さをY.P.の最小値くらいでとどめる。

【前田会長】

例えばY.P.+0.7なら0.7でやめておく。

【清水委員】

その下は.....

【前田会長】

残しておく。それはこれから検討するのですが、初めから全部抜くと決めているのかどうか。

【事務局（奥秋副所長）】

一言でいいます。切る高さもいろいろ考えていますので、ただ全部抜くとは考えていません。

【前田会長】

その辺は、今後、もう少し詰めてから具体案は最終的にまたご相談となりますか。

【事務局（奥秋副所長）】

はい。

【植田委員】

今のことにも関連してきますが、我々は順応管理でやっているの、すべての工事には、現況の設計方法に応じた基準で、矢板の深さや洗掘の深さが決めてあります。問題は、隣り合わせのものを置くことによって、前の波の連なりと、後ろにできる開口部が5mになると5倍の波が入ってくるから、内の水面は高まります。すると、今度は反対側の水位差ができますね。そういうものの仮説を次の段階で提示しなければ困ります。はっきりいうと、開口部が何mで、どこで離岸堤ができて、というようなことは説明しようとする大変になりますが、どこかの時点で仮説として設計条件に出てくるから、それを受けた中で、全体の会議が流れるようにしていかないと、人の意見は学習できません。設計基準なり、技術基準なり、生物なら生物屋さんの知見があるから、勉強してから来なさい、というのが常識です。そういうものがかみ合う形で論議を進めるように組んでもらいたいというのが提案です。

【前田会長】

おっしゃる通りです。ここでは、普通の会議のように進めるわけにもいかないもので、ある部分、イライラされることがあるかもしれませんが、今は可能な限り丁寧にいきます。それと同時に、事務所も、シミュレーションとは言いませんが、イメージ図やアニメーションで、大体こうなりますよ、というイメージはつくれるわけで、そういうことは話が固まっていく過程で説明して下さる。それはお願いできますよね。

【事務局（課長）】

はい、わかりました。

【前田会長】

では、時間も経ってききましたので、次にB区間の説明をお願いします。

【事務局（課長）】

資料の9ページ以降がB区間です。

#### 霞ヶ浦河川事務所の実施計画（B区間）の内容についての説明

【事務局（奥秋副所長）】

補足します。11ページの横断図で、点線が今の現状の地形です。実施したいことを実線で描いてありますが、これもイメージです。深さや幅などを、この形にしたいということではなく、これもあくまでイメージですということをつけ加えます。

13ページの平面図も、たまたまこういう絵にしているだけで、どういう水面にしていくかというのは、この形にこだわっているわけではありません。多様な形にしたいということでのあくまでもイメージです。

【前田会長】

これは、引き堤、水の引き込み、そして、その中をどうするかは、皆さんとご相談の上、今後検討して決めていく、そういう提案と考えてよろしいですか。

【事務局（課長）】

はい、その通りです。

【前田会長】

では、それを受けて質問等をこの後受けませんが、ここで休憩を入れます。

（休 憩）

【前田会長】

先ほど、ご説明いただきましたB区間について、A区間と重なるところはできるだけ削除していただいて、B区間固有の問題について、ご意見等いただきます。

鈴木さん、お願いします。

【鈴木委員】

このような構想的な計画は賛成ですが、例えば平成16年台風22号、23号でY.P.+2.5mぐらいになった時、例えば石川の植生施設などが埋まったことも考えながら、このB区間では水生植物を豊富に回復、もしくは新しくつくるということで、提案があります。

例えば北浦ではクロモや水生植物が、波が荒い割に下の方にかなり残っています。例えばこのすぐ近くの河川で、一ノ瀬川が流れていますが、石が全体的に敷き詰めてあって土砂が流れにくい構造になっていて、とても自然が豊富でいい。北浦でも、水生植物があるところには、必ず下に石が敷いてあります。そういったものを構造的にも参考にさせていただけたらと思います。

【前田会長】

ここでは、基本的に水の中では沈水植生の復元等も可能ならばやってみたいということは当然あるかと思いますが。その時には、全体をもってやるかどうかは別ですが、少なくとも部分的にやってみて、少しずつ伸ばしていくような、そういう検討は当然あり得ると思っています。事務局、それでよろしいですか。

【事務局（課長）】

はい、結構です。

【前田会長】

今は全体の形の話で、中をどう具体的にしていくかはまだ書いてないですが、基本的には鈴木さんのおっしゃることも考えて、もっと細かい計画図をつくっていくことになろうかと思っています。

【浜田（文）委員】

11 ページですが、この中で新堤の高さが上と下とで違いますが、これは間違いですか。

【事務局（課長）】

申し訳ございません。新堤は 3.5m で表示するのが正しいです。

【浜田（文）委員】

普通の堤防の高さと同じですね。

【前田会長】

そうです。これで見ると、特別に高い堤防をやるような絵になってはいますが、そうではない。今までと同じ堤防の連続で新堤は回すということです。したがって、この高さ方向の図、これは間違っていると考えていいですか。

【事務局（課長）】

はい、申し訳ありません。

【浜田（文）委員】

では、普通の堤防と同じ 3.5 の高さですね。

【事務局（奥秋副所長）】

堤防をつくる時に沈下があるかもしれないので、3.5 の高さに対し若干の余裕を、余盛りと専門的には言いますが、3.5 プラスアルファの堤防をつくっています。それで、現在の堤防とそれほど変わりはない。

もう一つ、ここでつけ加えたいのは、今の堤防の勾配は 2 割程度ですが、ここはもっとのりが緩い。例えば 1 m 行って 2 m 下がるようなきつい勾配ではなく、2 m 行って 1 m ぐらいしか下がらないような緩い勾配にしたい。

【浜田（文）委員】

そうですね、なるべく緩くお願いしたいですね。

【前田会長】

このあたりはまだ決まっていない。要するに、治水上、安全な堤防はつくる。さらに、ここでいえ

ば堤外になる部分で、環境に配慮して、いかようにも削ったり、そのベースを崩さない範囲で土盛りするなりして、地形が許す範囲で緩傾斜をつくることは可能なので、それについては、今後、別々に検討課題としながら、さらに詰めていきたい。

あと、その他については以下同文で、中の細かいことについては、今後、専門委員会等、特に興味のある方を集めて設置して話し合うという機会も持ちながら詰めていきたいと思います。

その他、いかがでしょうか。

【石川委員】

計画そのものについての反対ではありませんが、私は用事で急ぐ時には、この湖岸の道路を利用しています。今度はかなり湾曲になる。それは我慢できるとして、心が癒され安らげる湖岸景観を再生するという事なので、人が集まってくるのではないか。そうした時の車の置き場所を、もし具体的になるならば、考えていただきたいと思います。

【前田会長】

10 ページの図ですが、青い枠で囲っているのが可能な敷地で、その中に丸く堤防の天端道路のようなものが書いてあり、さらに余り部分があります。緩傾斜というのは、その図でいえば、緑色になってくる方の向きで、内側の池をつくる方に緩傾斜ができるわけです。そして、外側の三角に半端に残る土地がある。この土地を使って、もし必要で、可能ならば、たくさん置くわけにはいかないが、休憩地やパーキングエリアを確保することはできると勝手に考えています。

【事務局（奥秋副所長）】

止められるスペースは確保できると思いますが、その管理についてややこしい行政的な手続がありますが、置くスペースはあるので、それは可能だと思います。

【石川委員】

実現可能になった時は、よろしくお願いします。

【前田会長】

これはまた非常に難しい話になりますが、少なくとも臨時で路肩に置ける場所は確保できる。正式な駐車場をつくるとしたら、また別途行政上の協議も必要になってくる。したがって、ここでは要望や案があれば出し、別途行政側で協議していただき、可能か可能でないかを検討していただくという手続になるでしょうか。

【平井副会長】

一個人としての意見ですが、自然再生で公園をつくるわけではないというのは再三協議してきました。だから、ここを車で来て見学するようなポイントにするのかどうか。ここはベンチと現地を説明する看板ぐらいにとどめ、どこか近くの駐車場から歩いてくるだけにするのか、そのようなことも含めて議論しなければならないと思います。

【前田会長】

おっしゃる通りです。このあたり、イメージ図をもう少し固める。それで、この中に置かないとすると、全体計画としてこれをどうするか。既にあるトイレなどの施設をつないで、管理者側はどういうことが望ましいのか。そのあたりについては、次回以降に、提案していただきたい。

【浜田（文）委員】

自転車道はありますよね。

【前田会長】

自転車道はある。自転車道は県の計画ではここを通ることになっていて、恐らく国でもやることを前提に全体の計画の中に織り込むと思うが、それとのつながりはまだ具体的に図面ができてないようです。どうなるかということも当事者間で協議して、示していただければありがたい。

【平井副会長】

公共事業でつくった堤防を一部でも壊して堤内地側に引くという事業は、日本では宍道湖の一番奥でやられているぐらいで、非常に珍しいことです。その意味では、昔の湖岸線に戻す画期的な仕事です。これは、既存の堤防を2カ所切るという案ですが、専門家会議の中では、堤防はそのままで水門をつくったらどうか、内湖みたいにする、など、いろいろ出ました。一応こういう案でどうかというのがあるので、まずそのポリシー全体を今日、いろいろ議論して下さい。私ども専門の立場からも気づかない点があったりするので、よりいい案に直していきたいと思っています。

【清水委員】

10ページのナンバー262で並んでいる消波工は、間があいています。そのため、現在、余り消波の用をなさない傾向にある。この262の2つの間を下で埋めてもらいたい。

【前田会長】

ふさぐ。

【清水委員】

そう、ふさぐ。それで、この消波工がかなり有効化してくる。それは、今示された案と並行して結構だと思います。

【前田会長】

このA・B案に限ってですが、この消波工の効果と、あるいは必要があれば改善措置もあり得る、という検討をするかどうかについて、国交省のお考えはいかがでしょうか。

【事務局（奥秋副所長）】

消波工は、粗朶で作ったものが広範囲あります。大きくは粗朶が流出しているという問題で、特に11カ所緊急的に植生を回復させたところに粗朶消波工を置いています。その効果がどうなのかも見ながら、当初の設計の波を消す効果に対して、こういう設置の仕方でのどの程度かという解析をしています。抜けや間があっても、ある程度の消波効果があるというデータもあり、この扱いについては、それらも踏まえながら、すぐさま空いているところを埋めてしまうという結論に至るにはデータが少ないと思っています。つまり、他箇所の消波施設も踏まえながら、この場所でも考えていきたいと思っています。すぐに埋めるということは、今時点ではないと事務局として思っています。

【前田会長】

既存の与条件として、これはこうあるということを前提で考えるということか、場合により、必要に応じて検討し、改変することもあり得る。より極端に言えば、取ってしまえという意見もあるかもしれないですね。そのようなこともあり得ますか。

【事務局（奥秋副所長）】

現状としては与条件として考えたいと思います。ただし、それが絶対ではありませんので、様子を見つつその先は考えるべきだと思っています。

【前田会長】

当面はこの形であるということを前提に考えていく。ただし、やってみて非常に都合が悪くなったら、そこでまた考える。そのような態度だと思ってよいですか。

【事務局（奥秋副所長）】

そうです。

【清水委員】

部分的に今テスト中であるのならば、このたくさんある中の1カ所か2カ所だけ溝を埋める。それで効果を確かめるということとを並行させてはいかがですか。

【前田会長】

要するに、いろいろな配置のところがあるわけですね。全体としての結論というのは、2年も経てば出るのですか。

【事務局（奥秋副所長）】

実際に、既存の植生が残っています。それを守るために、この262の消波施設は実施している。そして、実際にここは変化の状況を測っていますか。

【事務局（課長）】

ここは緊急植生に入っていません。

【事務局（奥秋副所長）】

緊急植生に入っていないが、実際にこの前面の植生を守るために入れているものなので、この構造でこれが守られているかをしっかり把握した上で、さらに対処すべきかどうかを判断していきたいと思います。少し長い目で見ながら順応的に対応したいというのが事務局の考えです。

【前田会長】

いずれにしろ、この植生がどのように動いているかを調べるということでいいですね。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

では、他にいかがでしょうか。

【荒尾委員】

実は蕪栗沼で、渡り鳥の雁のために水田を湿地に戻した事例がありました。それにより、蕪栗沼及びその周辺地域がラムサールに登録され、雁の越冬個体が2万羽単位で増えている事例があります。

これは一つのロマンですが、今年この土浦市にコハクチョウが突然100羽来て、今越冬中です。東北六県で約6万羽のコハクチョウがおり、今満杯状態です。この群れが南下を始め、千葉県でも本埜村に1,000羽、九十九里に200羽の群れがきたなど、どんどん渡来しています。

今のイメージ図を拝見し、こういう箇所であれば、渡り鳥の素晴らしいねぐらとして成立する可能性が非常に高いと思います。そういうことの将来性も配慮いただけるような起案ができれば大変ありがたいです。

【前田会長】

場所ができれば、結果的に鳥が来る可能性はあります。鳥に優しいといわなくても、全体として優しいと、鳥が見つけて来る。心の中ではそういう方向で考えていきたいと思います。

【沼澤委員】

13ページの にあるように、引き堤によって内湖的な環境をつくることは理解できます。ただ、ここは底泥処理ヤードですから、ヤード内の掘削でこういう地形を人工的につくった場合、掘削後の残土処理をどうするのか。今の段階で国交省はどのようにお考えですか。

【前田会長】

国交省、いかがですか。

【事務局（課長）】

まず、土質調査をします。そこで再利用可能な土質があるかを調べ、あった場合には再利用と考えています。

【事務局（奥秋副所長）】

一番の行き先は築堤かと思っています。新堤の材料に使えるものがあれば新堤に使います。

【沼澤委員】

ここはカスミザウルスが稼働し始めてから取った残土でしょうか。

【事務局（奥秋副所長）】

機械で何度も置きかえているため、その前です。

【沼澤委員】

いわゆるバケットで掘り返した。

【事務局（奥秋副所長）】

だから、いい土があるかもしれない。

【沼澤委員】

ここは、沖合 150m～200mのところの砂利穴の影響で波が非常に強いところ。沖合で発生した波が減衰しないで、この区域にぶつかってくる。ですから、この砂利穴がどうしても問題になってきます。ここで残土として出る量が体積としてかなり多いと予想されるが、この残土を砂利穴の方に持っていき、埋め戻しできないかというアイデアも考えられると思います。

もちろん、そのまま水の中にまた戻すわけですから、浮遊や窒素・リンとかという成分が溶出してくる可能性もあるので、そのままではいけません。例えば焼き固めて戻すなどという形が考えられると思っています。

例えば土浦の湖北の下水処理場の要らなくなった汚泥は、試験的に焼成して焼き固めて歩道のブロックに成形することも以前やっていました。そのような形で底泥を利用できないかという気はする。今後、底泥浚渫でまたされるのかもしれませんが、それはもったいないですから、沿岸帯のなだらかな傾斜の復元であれば、もう少し自然再生のためにこの底泥を使えないか。直接、今回のこの地区の自然再生とは少し遠い話になりますが、提案として言っておきます。

【前田会長】

いろいろ検討していこうと思いますが、一に新しい堤防に使えるものは使う。どうしてもないものは持ち出すが、場合によっては掘った残土は遠くまで運ばないで、この中で処理できる範囲で使う。場合によっては高いところができても良い、と私は個人的には思っており、このあたりについては全体の使える土がどのくらいあるかを調べて計算し、それからになると思います。どうするかという具体案が決まり次第、またご提示いただければと思います。

もし、よろしければ、今日は、結論を出そうということではないので、このような考えでいる。逆に言うと、他のことを今後以降に、それぞれが実施者になって提案される時に、大体このようなポンチ絵風のもので説明できるような資料。これはまだ固まっていないでしょう。今、皆さんで質疑応答があったように、完全に不完全なものです。不完全なものを出していき、みんなで考えながら少しずつ完全なものにしていく。そういう作業で他のところも進めていければと思っています。これにつ

いては、今の出された意見を踏まえて、次回以降に事務所のほうから修正案など提案していただけますか。

【事務局（課長）】

はい、そういう進め方で、今回は実施計画の案をお示し致します。

【前田会長】

では、今回はこれを踏まえて全体ではなく、A、Bの実施計画案をひな型として出していただけるということですね。

【事務局（奥秋副所長）】

国土交通省が実施者となった場合のA・B区間の実施計画の案ということです。

【前田会長】

そうですね。そして、それにならい、他のところも誰かが実施者となって案を作っていく作業を、これから可能ならば進めていくことになるとお考えください。

## 6．今後の進め方

【前田会長】

それでは、そのことは次回として、次回以降の進め方を事務局、お願いします。

### 次回以降の進め方についての説明

【前田会長】

第10回は、いつ頃になりますか。

【事務局（課長）】

第10回協議会は、現在、日程調整を進めていますが、3月中には難しいと考えております。年度を挟み、4月以降で日程調整させていただきたいと思っています。そのかわりとはありませんが、これまで第9回まで協議会を実施させていただき、再度、このA・B区間、および次回以降、こういった区間を先行して進めるかということも含め、もう一度現地を見学する会を設けたいと思っています。

そして、現地を見た後に、懇親を深める意味で懇親会を開きたいと考えております。今、予定している案としては、3月26日の日曜日です。こちらの方で場所が確保できたら、現地見学会及び意見交換の懇親会を予定したいと思います。

【前田会長】

ここへお集まりいただき、バスで現地入りし見ていただいて、ここにまた戻り、茶話会程度のごことで懇談。要するに、ざっくばらんな話をさせていただく。つまり、記録にとどめなくても済む話をさせていただき、その次の会への肥やしにしようという考え方です。そういうことでよろしいですか。

【事務局（課長）】

はい、その通りです。

【平井副会長】

現地見学会についてです。概要を見るのはもう既に2回もされているので、今回は今まで立ち入り



ができなかったA区間、B区間のヤードに、国交省の方が案内する形で具体的に入って、どんなヘドロがたまっているのか、どんな砂があるのか、どんなゴミがあるのかをみんなで一度見る。そのことからいろんなことを配慮しなければいけないというイメージが湧くので、余りゼネラルに見て回るのではなくて、できればA、Bで少しハードにやる計画にしたらいいかと思います。

もう一点は、次の実施計画を誰か手を挙げてということ、前田会長から言われましたが、その際にいろいろな専門的な知識やアドバイスが欲しいという場合があると思います。その場合は、遠慮なくここにいる専門家に気軽に声をかけていただきたい。専門家はそろっていますので、ぜひ活用していただきたい。

【事務局（課長）】

ありがとうございました。

【前田会長】

それでいいですか。

【事務局（課長）】

それから、14ページの(3)ですが、委員の任期満了に伴う設置要綱の改正と委員の募集についてです。

これにつきまして、今日の協議会が始まる前に委員の中で打ち合わせをしましたが、事務局側で事実誤認がありました。設置要綱の第6条の3項で、この四角囲みの中に、現)とありますが、こういった文章で委員の任期は2年、再任を妨げない、平成18年3月31日までという文章があります。

それで、今回平成18年3月31日を迎えるため、その改正をしなければいけないのではないかと事務局が勘違いをしまして、こういった文章を載せておりますが、基本的には現設置要綱でいっている文章は、何ら今後も変わるところがなく、委員の任期が2年、再任を妨げないということですので、設置要綱の改正は必要ありませんが、ここで一つお願いです。委員の任期が2年ですので、平成18年3月31日で今回区切りとなりますが、委員の皆様、専門家の方、公募委員の方、引き続き委員としてこの協議会に参画していただきたいというのが事務局からのお願いです。

また、その他に途中参加の委員については、設置要綱で規定があり、途中参加できないとはなっていないので、特に問題はないと考えています。

これは訂正と、委員の再任についての事務局からのお願いです。

【前田会長】

それで、事務局はどうしますか。

【事務局（課長）】

再度、現委員の方たちに、まず再任の意思についてお聞きしたいと思っています、逆に辞任の意思のある方のみ、事務局の方に別途申し出ていただければと思っています。今日、ご欠席の委員の方にもその旨、意思確認をさせていただきたいと思っています。

【前田会長】

これは基本的に環境省のつくったひな型でこういう委員の任期というのがあり、これが成立したのが、この会が始まった10月頃でした。それで、最初の委員だけは年度で区切る都合上、この年度末の3月31日までとするとなっており、そこで一回任期が切れ、新たに委員が出てくるわけです。手続上はそうですが、ここで、事務局の言われたことによれば、皆さんが特段にアピールしない限り、再任として認めたような手続で進めるということでご了承いただきたいということですが、よろしいでしょう

か。

引き続き、委員として平成 18 年 4 月 1 日からですから、平成 20 年 3 月 31 日までが委員の任期とする。そして、いつでも途中参加委員の道を開いているので、お誘いくださってお仲間を増やしていただくのはいつでもオーケーですので、事務局にお知らせください。この件は、それでよろしいでしょうか。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

他にございますか。

【山根委員】

第 10 回協議会の進め方でご説明がありました。次回に向けて 2 つお願いと 1 つご質問があります。まずお願いの方ですが、今日の協議会の前に専門委員会が開かれている。別の日にちでしょうか、日時を設けて開かれているんですか。

【前田会長】

これは決まっておらず、必要に応じて突然です。

【山根委員】

今日、お話を聞いていて、私たち一般からの質問が出れば、専門委員会でこういう見解が出されたというやりとりがありましたので、専門委員会ではこういう話があったということをお先に報告いただいた方がよく進むのではないかと。

【前田会長】

実は、この専門委員会というのは規約上ありません。

【山根委員】

専門委員の会議でも結構ですから……。

【前田会長】

平井さんは専門委員会といったが、運営をどうするか、時間的にどこが可能か、という事務的な打ち合わせが主です。

【浜田（文）委員】

専門委員会というのは、設置要綱上はあるのではないですか。

【前田会長】

その専門委員会ではありません。専門家の委員会と専門委員会は違います。

【山根委員】

ケース・バイ・ケースで事務的なことは報告は要りませんが、今日のような話ですと、整理されたものを示していただければということで、今後お願いしたいと思います。

【事務局（課長）】

はい、わかりました。

【山根委員】

それから 2 点は、前回の会議の後に送っていただいた対象となる区域及び周辺地区における過去の事業概要という、設計図も含めた詳細な資料があります。ここの中にコストが出ていないので、事業コスト、あるいはさっき評価をしつつあるという話もありましたが、評価についてどうだったのか、

ということを示していただければということです。

それから3点目は質問ですが、次回に実施計画の案を示すということですが、案には、経費についてと工程表、どのくらいの期間でこういうものをつくり上げていくという内容がついていますか。そういうものを考えなくていいのかを質問したいと思います。

【前田会長】

このあたりは、今日の議題ではない気がします。検討委員会の結論が大体収まるのはいつ頃ですか。来年度には収まりますか。

【事務局（課長）】

もう少しかかりそうです。

【前田会長】

再来年度くらいですか。要するに、少なくとも今年度や来年度にもできないので、結論は出ない。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

委員会でをもって出たところで評価が出るわけですね。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

評価についてまとめられ次第、出していただく。これはよろしいですね。

【事務局（課長）】

はい。

【前田会長】

恐らく一つ一つの工期と単価などは見積表を我々が見ても仕方がないが、少なくとも全体として工期は大体どのくらいかかったという実績は、アバウトには出せると思います。そのあたりのことは次回以降、可能な部分を検討して教えていただけたら出してくださいということ、今のところお願いします。

【山根委員】

大ざっぱな話で結構です。

【前田会長】

要するに過去といっても、一番大きいのは緊急ですか、全体ですか。

【山根委員】

ここには表が.....

【前田会長】

表にあるもの全部ですか。

【山根委員】

私が教えていただいている部分もあります。

【前田会長】

主に緊急対策工ですか？これについての評価は、まだ評価が出ていないので、そのあたりを踏まえをお願いします。大体の空気をまた教えていただければありがたいと思います。

では、申し訳ありませんが、大分時間が迫ってきましたので、次の見学会、細かいところまでやることにしまして、前回、飯島委員の方から、水位ということは本委員会にとって極めて重要な問題である、したがって、それについて話し合う場を持つべきである、というご提案がありました。これについていかがでしょうか。

飯島委員は、前回、提案理由をご説明になりましたので、それを受けて皆さんの方からご意見があれば、手短かにいただきます。

【飯島委員】

前回議事録の26ページです。

【前田会長】

ここに飯島さんが言われたことが書いてあります。

【飯島委員】

提案書もつけていただくとありがたかったのですが……。

【前田会長】

提案書は前回いただきました。これについていますか。

【飯島委員】

欠席された方にも行っていますか。

【前田会長】

全員、コピーが行っています。

それで、協議会全体の協議目標であるかどうかですが、恐らく現時点においてはまだ水位そのものを協議会全体として協議すべき事項に達してはいない。これは、水位ということのないがしろにするという意味ではなく、今の議論ではまだそこまでの具体の全体会議をするには至っていないというのが私の認識ですが、いかがでしょうか。

もし、そうだとすると、協議会として選択肢は幾つかあります。1つは、これは必要が生じるまでペンディングとする。第2番目としては、もし皆さんの中で、今から議論しておくべきだというお考えがあれば、協議会を離れて話し合いの場を持つ、ないしは必要だという認識があるならば、先ほど、浜田さんの言われた専門委員会というのを設置する。このような立場が協議会としてはあり得ます。したがって、それについて皆さんにご意見を伺います。

まず、専門委員会を設置すべきであろうというお考えの方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

【前田会長】

それでは、いわゆる専門委員会としなくてもよいが、少なくともそういうことを話し合うチャンスを経率的につくっていく、というところから始めるべきであろうとお考えの方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

【前田会長】

では、当面、この問題は必要になるまで置いておこうとお考えの方、手を挙げてください。

[賛成者挙手]

【前田会長】

私が見たところ、当分置いておこうというお考えの方もあるし、ある程度話し合いをしようという考え方もあるとお見受けしました。

そうしますと、当協議会としては、協議会の規定に基づく専門委員会として取り上げるのは時期尚早、あるいは今のところどうかと思われませんが、そうでない形でお互いに話し合うチャンスを持つという方向が可能かどうかについて事務局と詰めて、できるならば、次の見学会のあたりで事務局の考えを聞いた上でお話したい。それまで座長預かりとさせていただければありがたいですが、それで皆さん及び事務局はご了承いただけますか。

【飯島委員】

この水位の問題に関しては、実施者の方がいわれている自然の働きかけ、自然の波の働きかけという言葉もあり、また自然というのはどういうものなのかという議論も大分提示されている方もおられるようです。しかし、その大前提になるのは、この水位の管理の問題だと思います。ですから、こういった議論を進めていく上でも、自然というのがあいまいな定義の中で、水位の問題をベースに現状のものを視野に入れずに議論していくのは、一つ問題があります。

もう一つは、私の方でアンケートに答えさせていただいて、実施者として計画立案の段階でこの水位管理の可能性というか、案を検討しようということを提案しています。後で、この水位管理と逆水門柔軟運用に関して、実施者として私どもはどういう形で提案ができるのか。それから、提案するためにはどんな準備が必要なのか、ということも含めて教えていただければと思います。この場でなくても結構ですが、そういう形で提案をさせていただきました。

【前田会長】

これはまた別ですね。

【飯島委員】

そういう形もあるわけですよ。今日は、このような話になっていますが、私が実施者として提案することはできるわけですよ。

【前田会長】

実施者としての当事者性があるかどうかということも含めて、皆さんで討議する必要はありますが、案は出せません。

【飯島委員】

実施者となる資格がどういうものか、あいまいでしたが、例えば私が水位と逆水門の柔軟運用で実施者になることができるのかどうか。それで、こういう形で専門委員会の必要はないというような結論を出そうとされているわけですが、その場合、私たちが実施者としての案を出してきた場合にどういう対応になるのか。

【前田会長】

事務局、これは事務的に伺いますが、そうしたものが実施者としてなじむかどうか。

【事務局（奥秋副所長）】

今日の最初の議論でお話をしたように、実施者として提案する時には、あくまでも全体構想と照らし合わせていただき、協議会のメンバーがこの自然再生協議会の事業であると認めるならば、当然それは実施者としての事業になり得ます。つまり、個別事業の実施計画案の策定に当たっては、個別の事業目的、内容等を、作業する前に当協議会に諮って、皆様方がそれは当協議会の事業だという話であれば、実施計画をつくることになり得ると思いますが、あくまでも全体構想を今まで議論してきたわけですから、この全体構想の枠組みの中での議論だと思っています。

そういう意味でいきますと、ここからは個人的な意見になりますが、今までの構想の中では、常陸

川水門やこの地域の外の話は構想外の話という整理で今まで来たように事務局としては思っています。

【前田会長】

したがって、実施者という立場をとり得るかどうかは、全体の合議の上であるが、提案することについては、何であろうとも出していただく。それで、その結果をどのように判断するかは協議会による、と私は機械的に考えていますがよろしいですか。

【事務局（奥秋副所長）】

結構です。

【飯島委員】

協議会の判断というのは多数決なのですか。

【前田会長】

それが、多数決とは書いてありません。

【飯島委員】

ないですよ。どうされるのですか。

【前田会長】

したがって、そこが苦勞するところですが、法の精神と全体構想にもとるかもとらないかというところで判断するしかないでしょう。

【飯島委員】

よくわかりません。

【前田会長】

それを皆さんがどう解釈するかでしょう。しかし、全体の意見に必ずしも一致しなくても、それは許容するか、しないかということも含めてこれが全体の意見の集約ということになると思います。

そういうこともあるので、話し合いをする場をつくることをやってみてもいいかと思います。

【飯島委員】

それはぜひ設けていただきたい。

【前田会長】

正式な話、議事録など面倒なことになりますのでその前にということをや、ある筋書きが立っていけば、そこをまたその部分として考えていくこともあるかと思います。

【荒尾委員】

私どもも、もともと「ふゆみずたんぼ」という起案で渡り鳥の保全のためのいろいろな運動をしてきました。その根幹にあるのは、春の時期にきっちり生態系が回復するような形の水位管理を国土交通省の皆様ともいろいろ話し合いをしている過程にあります。そのような点で、今飯島さんの言われたことに賛同させていただき、一緒に……。

【前田会長】

つまり、水位管理をどうすべきかということ自体、恐らくこの自然再生協議会の内容にはそぐわないと思います。そぐわないというか、目的として事業をどうするかという段階になってきた時に、はみ出す部分があるだろう。しかし、その協議会に参加している私たちはこういうことを考えるということアピールすることは、また別問題です。それは、国交省の考えとは別であったり、重なったりすることもあるかと思います。そのことはもう少し時間をかけて、お互いにざっくばらんに話すところから新しいものが生まれればと考えています。事務局、どうでしょうか。

【事務局（奥秋副所長）】

事務局として、結構です。

【前田会長】

つまり、ここを足場にするというよりは、極端にいうと協議会の名を使わなくてもいいですね。最終的にそれを使うかどうかは協議会が決めることです。しかし、有志が話し合うのは自由です。

【堀越委員】

今、飯島さんがおっしゃったのは本当に重要な問題ですが、水位や逆水門、常陸川水門の問題を、今回の田村・沖宿・戸崎地区というこの委員会でやり出したら、本当に広がり過ぎます。ですから、別組織で徹底的にやるべきだと思います。

【前田会長】

逆にいいますと、手を挙げる方がいなければ私はこういう提案をしません、10名余の方があった方がいいと手を挙げられたので。その方々とどうするかを次回の懇談会以降でもう少し詰めたと思います。そして、今後、どうするか。つまり、この会として必ずしもやらなくてもできることは別のところで話し合う。それが詰まっていき、ここで直接検討しなければならない問題になった時は、専門委員会を立ち上げ、意見交換の場としてここを使っただくことも可能ですので、このあたりからまずは始めていく。

具体的なことは、次回まで少し時間を置かせていただき、事務局と可能か否か、時期的にどうかを詰めてみる。以上で、お願いしたいと思います。

## 7. 閉会

【事務局（奥秋副所長）】

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第9回の自然再生協議会を閉会したいと思います。

本日はご苦勞さまでした。ありがとうございました。（拍手）